

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公表番号】特表2016-537086(P2016-537086A)

【公表日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【年通号数】公開・登録公報2016-066

【出願番号】特願2016-529983(P2016-529983)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

A 6 1 B 17/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/46

A 6 1 B 17/16

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月8日(2017.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

寛骨臼カップを埋め込むための医療器具(10)であって、第1拡孔具(14)用の少なくとも1つの医療用案内器(12)を含む医療器具において、

前記案内器(12)が成形体(18)を含むこと、

前記成形体(18)が、遠位方向を向くと共に球面区域から逸脱する患者固有の骨当接面(20)を有すること、

前記骨当接面(20)が、患者の骨表面(36)に対応するように又は略対応するよう成形されること、及び

前記第1拡孔具(14)を案内するための、長手方向軸(28)を規定する案内シャフト(30)が、前記成形体(18)から突き出ると共に近位方向を向くこと、
を特徴とする医療器具。

【請求項2】

請求項1に記載の医療器具であって、

前記患者固有の骨当接面(20)が、遠位方向を向くように配置又は構成されること、及び

前記案内シャフト(30)が、近位方向を向くように配置又は構成されること、並びに
/或いは

前記成形体(18)が、拡孔具(14)用の、遠位方向に作用する止め(22)を有すること、

を特徴とする医療器具。

【請求項3】

請求項2に記載の医療器具であって、前記少なくとも1つの止め(22)が、近位方向を向く止め面(24)を有すること、を特徴とする医療器具。

【請求項4】

請求項3に記載の医療器具であって、前記止め面(24)が、平坦な又は略平坦な構成であること、並びに/或いは

前記止め面(24)が、前記長手方向軸(28)に対して直交方向に、特に垂直に延び

る平面(26)を規定すること、並びに／或いは

前記止め面(24)が、前記患者固有の骨当接面(20)に隣接すること、及び

前記止め面(24)と前記患者固有の骨当接面(20)の間の移行部が、接線方向に不連続であること、並びに／或いは

前記止め面(24)の幅が、円周角に応じて変動すること、を特徴とする医療器具。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記骨当接面(20)が、患者の寛骨臼(42)の輪郭に少なくとも部分的に適合されること、並びに／或いは

前記骨当接面(20)が、少なくとも窩(44)の一部分に及び／又は寛骨臼切痕(46)の一部分に対応する輪郭を有すること、を特徴とする医療器具。

【請求項6】

請求項1～5のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記成形体(18)が、皿形の構成であると共に、一定の又は略一定の幅を有すること、を特徴とする医療器具。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記骨当接面(20)及び／又は前記成形体(18)が、モールディング又は3D印刷により製造されること、並びに／或いは

前記成形体(18)の前記骨当接面(20)が、非侵襲的に測定された患者の骨輪郭データ、特にX線又は磁気共鳴画像からの患者の骨輪郭データに対応する又は略対応する骨当接面輪郭データを規定すること、を特徴とする医療器具。

【請求項8】

請求項1～7のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記案内シャフト(30)が、前記成形体(18)に解放不可能に又は解放可能に接続可能なやり方で接続されること、及び／又は

前記医療器具が、前記成形体(18)を前記案内シャフト(30)に一時的に連結するための連結装置を含むこと、を特徴とする医療器具。

【請求項9】

請求項8に記載の医療器具であって、

前記連結装置が、少なくとも1つの第1連結要素及び少なくとも1つの第2連結要素を含むこと、及び

前記少なくとも1つの第1及び第2連結要素が、互いに対応すると共に連結位置において係合状態にあり解放位置において係合解除状態にあるように構成されること、を特徴とする医療器具。

【請求項10】

請求項9に記載の医療器具であって、前記少なくとも1つの第1連結要素が連結受けの形態に構成され、前記少なくとも1つの第2連結要素が連結突起の形態に構成されること、並びに／或いは

前記少なくとも1つの第1連結要素が雌ねじ区域を有し、前記少なくとも1つの第2連結要素が対応する雄ねじ区域を有すること、並びに／或いは

前記少なくとも1つの第1連結要素が、前記成形体(18)上に配置又は構成されること、及び

前記少なくとも1つの第2連結要素が、前記案内シャフト(30)上に配置又は構成されること、

を特徴とする医療器具。

【請求項11】

請求項1～10のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記案内シャフト(30)が長尺円筒形ロッド(32)の形態に構成されること、並びに／或いは

前記医療器具が、第1拡孔具(14)及び／又は第2拡孔具(68)を含むこと、を特徴とする医療器具。

【請求項12】

請求項1_1に記載の医療器具であって、前記第1拡孔具(14)が、リーマシャフト長手方向軸(54)を規定するカニューレ挿入式リーマシャフト(56)を備えた進入リーマ(16)の形態に構成されると共に、前記医療用案内器(12)の前記案内シャフト(30)を収容するように構成されること、を特徴とする医療器具。

【請求項13】

請求項1_2に記載の医療器具であって、
前記進入リーマ(16)がリーマヘッド(48)を有すること、
前記リーマヘッド(48)が、自己の内で閉じた機械加工面(66)を有すること、及び
前記機械加工面(66)が球面の区域を形成すること、
を特徴とする医療器具。

【請求項14】

請求項1_3に記載の医療器具であって、前記機械加工面(66)が、複数の切断要素(80)を担持する又は含むこと、及び／又は
前記リーマヘッド(48)が、遠位方向を向くリーマヘッド止め面(50)を有すること、及び／又は
前記リーマヘッド(48)が、近位方向を向く端面(62)を有し、
前記端面(62)が、平坦な又は略平坦な構成であると共に、特に、前記リーマシャフト長手方向軸(54)に対して直交方向に延び、特に、前記球面の球体中心を包含する端面平面(64)を規定すること、
を特徴とする医療器具。

【請求項15】

請求項1_1～1_4のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記第2拡孔具(68)が、球形の寛骨臼リーマヘッド(72)及び近位方向に突き出る寛骨臼リーマシャフト(76)を備えた寛骨臼リーマ(70)の形態に構成されること、を特徴とする医療器具。